

平成24年9月28日9月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 齊木 亨
4番 小池 拓司	5番 鈴木 深由希	6番 桑田 典章
7番 岡田 美津子	8番 久保井 昭則	9番 助木 達夫
10番 新家 良和	11番 福岡 誠志	12番 山村 恵美子
13番 澤井 信秀	14番 杉原 利明	15番 穴戸 稔
16番 保実 治	17番 池田 徹	18番 大森 俊和
19番 竹原 孝剛	20番 平岡 誠	21番 小田 伸次
22番 林 千祐	23番 亀井 源吉	24番 伊達 英昭
25番 國岡 富郎	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 元廣 修
財務部長 中原 環	地域振興部長 藤井 啓介
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 大鎗 克文
総合窓口センター部長 瀧 奥 恵	市民病院部事務部長 田邊 俊
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 上岡 譲二
産業部長 堂本 昌二	君田支所長 平岡 淳
布野支所長 反田 博美	作木支所長 瀧 奥 祥二郎
吉舎支所長 中野 誠二	三良坂支所長 渡辺 健次
三和支所長 行原 雅典	甲奴支所長 藤原 晴彦
監査事務局長 伊川 文雄	選挙管理委員会事務局長 池田 祐治
農業委員会事務局長 高家 幸男	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局次長 福永 清三	次長 吉川 一也
議事係長 中村 静明	政務調査係長 池本 敏範
政務調査主任 瀧熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第60号 議案第61号 議案第62号 議案第63号 議案第64号 議案第65号 議案第66号 議案第67号	(総務常任委員長報告 8 件) 三次市災害対策本部条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 三次市税条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 三次市民バス運行条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 三次市暴力団排除条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 三次市土地開発公社の解散について (原案可決) 個別外部監査契約に基づく監査によることについて (原案可決) 個別外部監査契約の締結について (原案可決) 過疎地域自立促進計画の変更について (原案可決)
第 2	請願第 4 号	(教育民生常任委員長報告 1 件) 田幸学校給食共同調理場の施設改善について (採択)
第 3	議案第68号 議案第69号 議案第70号 議案第71号 議案第72号 議案第73号 議案第74号 議案第75号 議案第76号	(予算決算常任委員長報告 1 6 件) 平成23年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について (認定) 平成23年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (認定) 平成23年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について (認定) 平成23年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (認定) 平成23年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (認定) 平成23年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について (認定) 平成23年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (認定) 平成23年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について (認定) 平成23年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (認定)

日程番号	議案番号	件名
第 3	議案第77号	平成23年度三次市病院事業会計決算認定について（認定）
	議案第78号	平成23年度三次市水道事業会計決算認定について（認定）
	議案第79号	平成24年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）（原案可決）
	議案第80号	平成24年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）（原案可決）
	議案第81号	平成24年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）（原案可決）
第 3	議案第82号	平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）（原案可決）
	議案第83号	平成24年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）（原案可決）
第 4	報告第21号	専決処分の報告について（訴えの提起について）
第 5	議案第84号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）
	議案第85号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）
	議案第86号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）
	議案第87号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）
第 6	発議第8号	新型輸送機MV-22オスプレイの配備及びテスト飛行に反対する意見書（案）（原案可決）
第 7	発議第9号	地球温暖化対策税（環境税）を森林整備、林業等へ幅広く活用を求める意見書（案）（原案可決）

平成24年9月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（平成24年9月28日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		（総務常任委員長報告 8 件）
	議 60	三次市災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）…………… 275
	議 61	三次市税条例の一部を改正する条例（案）…………… 275
	議 62	三次市民バス運行条例の一部を改正する条例（案）…………… 275
	議 63	三次市暴力団排除条例の一部を改正する条例（案）…………… 275
	議 64	三次市土地開発公社の解散について…………… 275
	議 65	個別外部監査契約に基づく監査によることについて…………… 275
	議 66	個別外部監査契約の締結について…………… 275
	議 67	過疎地域自立促進計画の変更について…………… 275
第 2		（教育民生常任委員長報告 1 件）
	請 4	田幸学校給食共同調理場の施設改善について…………… 277
第 3		（予算決算常任委員長報告 1 6 件）
	議 68	平成23年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について…………… 279
	議 69	平成23年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて…………… 279
	議 70	平成23年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について…………… 279
	議 71	平成23年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て…………… 279
	議 72	平成23年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について…………… 279
	議 73	平成23年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につい て…………… 279
	議 74	平成23年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて…………… 279
議 75	平成23年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認 定について…………… 279	

日程番号	議案番号	件名
第 3	議 76	平成23年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について…………… 279
	議 77	平成23年度三次市病院事業会計決算認定について…………… 279
	議 78	平成23年度三次市水道事業会計決算認定について…………… 279
	議 79	平成24年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）…………… 279
	議 80	平成24年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）……… 279
	議 81	平成24年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）…………… 279
	議 82	平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）…………… 279
	議 83	平成24年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）…………… 279
第 4	報 21	専決処分の報告について（訴えの提起について）…………… 284
第 5	議 84	人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 284
	議 85	人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 284
	議 86	人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 284
	議 87	人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 284
第 6	発 8	新型輸送機MV-22オスプレイの配備及びテスト飛行に反対する意見書（案）…………… 286
第 7	発 9	地球温暖化対策税（環境税）を森林整備、林業等へ幅広く活用を求める意見書（案）…………… 290


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 傍聴者の皆様には、大変お忙しい中お越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は9月定例会最終日であります。各委員会の審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員は26人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、國岡議員及び伊達議員を指名をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 総務常任委員長報告8件

議案第60号 三次市災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）

議案第61号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）

議案第62号 三次市民バス運行条例の一部を改正する条例（案）

議案第63号 三次市暴力団排除条例の一部を改正する条例（案）

議案第64号 三次市土地開発公社の解散について

議案第65号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて

議案第66号 個別外部監査契約の締結について

議案第67号 過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（沖原賢治君） 日程第1、議案第60号三次市災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）外7議案を一括議題といたします。

議案8件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 亀井総務常任委員長。

〔総務常任委員長 亀井源吉君 登壇〕

○総務常任委員長（亀井源吉君） 皆さんおはようございます。総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案8件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月13日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

議案第61号三次市税条例の一部を改正する条例（案）については、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第60号三次市災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）外議案6件については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、委員会の総意とされたものを申し上げます。

議案第60号については、三次市防災会議委員への女性の登用をさらに促進し、幅広い観点からの防災施策の実施に努められたい。

次に、議案第67号過疎地域自立促進計画の変更については、今後も三次市全域の均衡ある発展に配慮した計画となるように努められたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） ただいまの総務常任委員長報告のうち、議案第61号三次市税条例の一部を改正する条例（案）について反対の討論を行います。

本条例案は、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、いわゆる復興財源確保法等の改正に伴い、関係条例である三次市税条例を改正しようとするものでありますが、私が反対とするのは、第25条個人の市民税の税率の特例等についてであります。

第25条は、2014年度から2023年度までの10年間、各年度分の個人の市民税に限り、均等割税率を年間500円増税し、現在の3,000円を3,500円にするものであります。しかし、実際の納税額は、県民税の均等割税額も500円増税され、1,500円が2,000円になるため、住民税の均等割部分は年間1,000円の増税で5,500円となります。

復興財源確保と言いながら、被災地へは一円も行かず、その上、被災された人たちにも同額を課税するというむごい増税であります。国の法律改正によるものとはいえ、復興財源確保と称して、所得の多少にかかわらず同じ額を納める均等割の増税は、能力に応じて負担するという応能負担の原則に反するやり方であることから、本条例案に反対するものであります。

以上です。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成討論を許します。

（19番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○19番（竹原孝剛君） 私は、議案第61号三次市税条例の一部を改正する条例（案）について、意見を付して賛成の討論を行いたいと思います。

この条例案は、上位法である法が改正されたことによるものであり、いたし方ない増税だと

いうふうには思いますが、しかしこの財源そのものは、先ほども述べましたように、平成26年から平成35年度まで10年間で約1億2,000万円を収入し、それを災害に強いまちづくりのために使うということでもあります。防災・災害、東日本大震災に起こった災害があった場合、しっかりと防災、減災などが用意できて安全・安心のまちづくりができるということ、なくてはならないというふうに思います。

増税ということではありますが、国が責任を持ってそういうまちづくりをすればよいわけですが、しかしこういう法律ができた以上、三次市として、使途について危機管理上しっかりとした内容をもって防災計画をつくり、消防、それから非常用災害物資等の購入等も計画されているようではありますが、しっかりとその財源を有効に使って、本当に安心・安全のまちづくりがされるよう要望して、意見を付して賛成をしたいと思います。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより議案第60号外7議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第61号三次市税条例の一部を改正する条例（案）を採決いたします。

本件は、反対討論がありましたので、起立によって採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって議案第61号三次市税条例の一部を改正する条例（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号を除く議案第60号外6議案を採決いたします。

議案7件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第60号外6議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議案第60号外6議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告1件

### 請願第4号 田幸学校給食共同調理場の施設改善について

○議長（沖原賢治君） 日程第2、請願第4号田幸学校給食共同調理場の施設改善についてを議題といたします。

請願1件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

(教育民生常任委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 宍戸教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 宍戸 稔君 登壇]

○教育民生常任委員長(宍戸 稔君) おはようございます。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました請願1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月13日に委員会を開催し、請願紹介議員、担当部長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

請願第4号田幸学校給食共同調理場の施設改善については、審査の結果、願意妥当と認め、全員一致をもって採択してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

学校給食は、徹底した衛生管理に基づいて安全で安心できる給食を児童・生徒へ提供することであり、今回の請願の願意のとおり、食の安全管理面、また職員の労働安全、衛生面から、学校給食共同調理場の施設改善は喫緊の課題である。市においては、このことの緊急性及び重大性を認識され、市内の全ての該当する施設を検証し、早急に施設改善に取り組まれるよう強く要望する。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(沖原賢治君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 討論なしと認めます。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって請願第4号田幸学校給食共同調理場の施設改善については委員長の報告のとおり採択と決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 予算決算常任委員長報告16件

- 議案第68号 平成23年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 平成23年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第70号 平成23年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第71号 平成23年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第72号 平成23年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第73号 平成23年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第74号 平成23年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第75号 平成23年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第76号 平成23年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第77号 平成23年度三次市病院事業会計決算認定について
- 議案第78号 平成23年度三次市水道事業会計決算認定について
- 議案第79号 平成24年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）
- 議案第80号 平成24年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）
- 議案第81号 平成24年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）
- 議案第82号 平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）
- 議案第83号 平成24年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第3、議案第68号平成23年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について外15議案を一括議題といたします。

議案16件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 國岡富郎君、挙手して発言を求めらる）

○議長（沖原賢治君） 國岡予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 國岡富郎君 登壇〕

○予算決算常任委員長（國岡富郎君） おはようございます。

今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案16件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月7日及び9月18日から25日までの計7日間にわたり委員会を開催し、担当部長の出席を求め慎重に審査いたしました。

まず、補正予算に関する議案5件について申し上げます。

議案第79号平成24年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）外議案4件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、決算認定に関する議案11件について申し上げます。

議案第68号平成23年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について及び議案第71号平成23年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、いずれも賛成多数をもって認定してよいものと決しました。

議案第69号平成23年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について外議案8件については、いずれも全員一致をもって認定してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、委員会の総意としたものを申し上げます。

まず、議案第68号について申し上げます。

1つ、事業の執行に当たり、多額な不用額が発生している。執行状況を適時精査し、限られた財源の効率的な再配分、適正な財政運営に努められたい。また、厳しい財政事情にあることを踏まえ、その内容、理由を十分に把握され、次期予算編成に的確に反映をされたい。

2つ目、事業推進に当たっては、組織機構が有効に機能することが重要であり、一定の部署に業務が偏ると円滑な事業の推進に支障を来すことが懸念される。現在の組織機構や業務量を再検証し、事業配分と職員の適正配置に努められたい。

次に、議案第77号平成23年度三次市病院事業会計決算認定については、看護師配置基準7対1の達成は、きめ細かい看護体制の確立や病院経営にも大きな効果が期待できる。基準を満たす看護師の早期確保に向け、あらゆる努力を願いたい。あわせて、院内保育所の設置など、働きやすい環境と労働条件の改善に努められたい。

以上、述べました事項のほか、委員会において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われていますので、省略をいたします。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

○1番（吉岡広小路君） 私は、ただいま上程されております議案のうち、議案第68号平成23年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について並びに議案第71号平成23年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを認定しない、不認定の立場から討論させていただきたいと思っております。

まず、議案第68号平成23年度三次市一般会計歳入歳出決算につきましては、平成23年度は依然として経済状況も悪化をしており、その中でいうと、経常収支比率の悪化でありますとか、不用額が20億円を超して出るなど、非常に額も大きく、これらは早目に補正をされて、債務、いわゆる借金の繰上償還等に充てられるべきだったと考えております。

さらには、自主財源比率におきましても、県内の他市の状況と比較をして25.5%と非常に低く、財政のあり方を根本的に改めなければいけない数字であること、さらには23年度の決算において、企業誘致でありますとか雇用対策など、経済対策等への対策が全くされてない、さらには私が反対を申しております市役所建設に係る決算でありますとか、あるいは市民ホールに係る用地、願万地にその用地を選定をし、浸水の箇所であるにもかかわらず、その災害が想定される箇所に用地を持っていくなど、こういった決算内容も含まれております。さらに、憩いの森整備事業と称し、6.9ヘクタール、7億600万円余を用地取得として計上されており、その憩いの森の整備、その用途もまだまだ不明であります。さらには、国保会計等への多額の一般会計からの繰り出しなど、大変問題にある決算であるというふうに思っております。

以上で、まず議案第68号については不認定と考えを示させていただきます。

さらに、議案第71号平成23年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、この平成23年度の介護保険の特別会計については、いわゆる第5期高齢者保健福祉計画並びに第4期の介護保険事業計画の最終年度でありまして、その中で、平成24年度から新たに始まった第6期高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画のもととなる部分が平成23年度の決算であったというふうに思います。

平成24年度からの介護保険福祉計画等見てみますと、実に県内の市では最高額に当たる平均41.3%の介護保険料の値上げなど、いわゆる平成23年度までの介護保険計画、事業の計画がずさんであったり、その予算決算がきちんに行われなかったためにこうした多額のいわゆる保険料の値上げということを生じております。

特に平成23年度は、基金も全く底をつき、ゼロになり、借り入れを5,000万円以上するものと内容となっておりますし、それが、先ほど言いましたように、平成24年度、本年度の介護保険の保険料アップにもつながっております。これは、グループホームでありますとか小規模多機能の福祉施設などを市単独で、独自で建設をする、こういったところが原因でありますし、介護認定率や県内の施設の充足率等を見てみましても、県下で最高水準であるのが、トップであるのがこの三次市の介護認定率や施設の充足率であろうかというふうに思っております。こうした将来を見ない無計画な事業計画を行った結果が平成23年度の介護保険の決算であろうかと思えます。

よってこの議案第71号平成23年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については不認定、認定をしないという立場を明らかにさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を許します。

（21番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 小田議員。

○21番（小田伸次君） 私は、予算決算常任委員長の報告に対して賛成の立場で討論をさせていただきますというふうに思います。

先般行いましたこの予算決算常任委員会、この全議員が出席して、テレビ放送も行いました

中で、この決算書につきまして慎重に質疑を行い、この委員長報告にまとめたとおりでありますけれども、予算執行に当たって疑わしいところがあったようには思いませんし、このまさに附帯意見として述べておりますように、確かに不用額というものが多額に発生しておるということについては、これは十分注意をさせていただかなければならない、この予算執行について慎重にやってもらわなければならないということは、これはもう間違いないことだというふうには思います。そして、今反対討論の中でもありましたけれども、この予算を編成する上で、こういうことも頭に入れて、ちゃんと組んでいただきたい。減額補正とかという方法もあるわけですから、この不用額というものを発しないようにしていただきたいということは、まさに本当に意見書につけたとおりでありますけれども、予算の執行については何ら疑うことはないというふうに私は思います。

議案第71号につきましても、確かに私は、この保険料が上がってというのはショッキングなことだったというふうには思われますけれども、確かにこのことについての説明責任というのはちょっと欠落しておったところがあるかなというふうに私も含めて反省はしておりますけれども、やはり施設というものに対する要求というのはかなりのものがございます。それに対して備えていった、それについて付随してこの保険料が上がるということについて、事前にこういうことを建てたらこういうことになるんだという説明不足はあったかとは思いますが、この面に関しても、私は今の現在の三次市が抱えてる問題としてはいたし方のないものかなというふうにも思っていて、私はこの予算決算常任委員長の報告について賛成の立場で討論に参加させていただきます。

以上です。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（15番 宋戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 宋戸議員。

○15番（宋戸 稔君） 私は、議案第71号平成23年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定の立場で討論をいたします。

介護保険制度は、高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住みなれた地域において継続して自立した生活ができるよう、社会全体で高齢者を支える仕組みであります。平成23年度は、先ほどもありましたが、第5期高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画の最終年度であり、高齢者が住みなれた地域で安心して生き生きと生活できるよう、介護保険事業の健全な運営とサービスの質の向上や要介護状態とならないための予防対策が進められてきました。

介護予防施策では、1次予防として、健康や介護予防の正しい知識の普及啓発や運動機能向上のための元気はつらつ教室や高齢者トレーニング教室などが実施されました。2次予防としては、介護予防事業の対象となる生活機能の低下した高齢者に対して、通所型介護予防事業、訪問指導などが実施され、介護状態とならない予防や啓発が行われたところであります。また、川西小規模多機能施設など、高齢者福祉施設の建設などが行われ、高齢者の生活基盤の整備も

行われたところであります。

確かに、高齢者人口の増加などにより介護サービスを利用する認定者がふえ、介護保険で賄う費用が増加すれば、保険料も上げざるを得ない、そういう状況があります。今年度、平成24年度、まさしく市民の皆さんにその御負担をお願いすることとなりましたが、介護施設や介護サービスの充実もまた、市民の皆さんの強い要望であります。施設利用、サービスの提供でありがたかった、いや、助けてもらってよかったという声を聞くにつけ、平成23年度においては、基金を取り崩しながらも保険料を据え置き、いろいろな事業に取り組み、推進されたことは評価するものであります。

我々は、将来に市民が安心して暮らしていける三次市をつくっていく必要があります。今後、介護保険事業の健全な運営に努め、介護予防の推進、給付の適正化などに一層取り組まれることを望み、本決算は認定すべきであるということを申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより議案第68号外15議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第68号及び議案第71号を順次採決いたします。

本件は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

まず、議案第68号平成23年度三次市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって議案第68号平成23年度三次市一般会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第71号平成23年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって議案第71号平成23年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第68号及び議案第71号を除く議案第69号及び議案第70号、議案第72号から議案第83号までを一括採決をいたします。

決算認定に関する議案9件に対する委員長の報告は認定であります。

補正予算に関する議案5件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第69号外13議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第69号外8議案は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第79号外4議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 報告第21号 専決処分の報告について(訴えの提起について)**

○議長(沖原賢治君) 日程第4、報告第21号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました報告第21号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第21号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し滞納家賃等の支払い督促の申し立てを行ったところ、督促異議の申し立てがなされ、これに伴い訴訟事件に移行することになったため、訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものでございます。

○議長(沖原賢治君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告1件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第84号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第85号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第86号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第87号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(沖原賢治君) 日程第5、議案第84号から議案第87号人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第84号から議案第87号までの議案4件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第84号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の吉川昌彦氏の任期が平成24年12月31日をもって満了することに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、同氏を引き続き同委員として法務大臣に推薦するため、市議会の御意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第85号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の瀧口泰治氏の任期が平成24年12月31日をもって満了することに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、同氏を引き続き同委員として法務大臣に推薦するため、市議会の御意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第86号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の山本廣治氏の任期が平成24年12月31日をもって満了することに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、新たに三浦修明氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦するため、市議会の御意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

最後に、議案第87号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の秋山美代子氏の任期が平成24年12月31日をもって満了することに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、新たに金行良治氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦するため、市議会の御意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上、議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。

まず、議案第84号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第84号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第85号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第85号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第86号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第86号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第87号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第87号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 発議第8号 新型輸送機MV-22オスプレイの配備及びテスト飛行に反対する意見書(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第6、発議第8号新型輸送機MV-22オスプレイの配備及びテスト飛行に反対する意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(9番 助木達夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 助木議員。

[9番 助木達夫君 登壇]

○9番(助木達夫君) 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第8号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、林千祐議員、國岡富郎議員、福岡誠志議員、亀井源吉議員、須山敏夫議員、山村恵美子議員、桑田典章議員と私助木達夫でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第8号

新型輸送機MV-22オスプレイの配備及びテスト飛行に反対する意見書(案)

日米両政府は、多くの反対を無視する形で垂直離着陸新型輸送機MV-22オスプレイを岩国基地へ陸揚げし組み立て、テスト飛行の後に、沖縄普天間基地に配備しようとしている。

報道によるとハワイの空軍基地では、MV-22オスプレイの騒音や環境への影響を考慮し、テスト飛行を一部取りやめている。しかし、日本政府に対しては、安全性を強調し、環境への影響はないとして、強硬に配備しようとしている。

また、三次市(君田町・布野町・作木町)においては、現在も米軍機による低空飛行が行われているが、MV-22オスプレイのテスト飛行については、中国山地の訓練ルート(通称:ブ

ラウンルート)も検討され、地上150mの低空飛行訓練も実施する予定とされている。

そもそもMV-22オスプレイは、1989年の初飛行から2000年までに何度も重大事故を起こし30人が死亡。実戦配備されてからも2010年にアフガニスタンで墜落し、4人が死亡。今年4月にはモロッコで墜落し、2人が死亡。更に6月には米国内で墜落し、5人が負傷するなど、安全性の問題が指摘されている極めて危険な軍用機である。

よって、三次市議会では、市民の生命・財産及び安心・安全な生活を守る立場から、MV-22オスプレイの国内への配備及びテスト飛行に強く反対するものであり、政府においては、実情を十分認識され、誠意ある対応をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年(2012年)9月28日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(沖原賢治君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

討論願います。

(14番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

○14番(杉原利明君) 失礼いたします。

発議第8号新型輸送機MV-22オスプレイの配備及びテスト飛行に反対する意見書(案)に対しまして反対の立場で討論をさせていただきます。

現在マスコミは、オスプレイ問題について、開発段階も含めた事故の発生件数だけに言及し、危険なものとの不安をあおり、国民を扇動しています。そもそも開発段階を含めているところにある種の意図を感じるわけですが、沖縄タイムスなどに掲載された数値で見ると、MV-22Bオスプレイは、10万時間飛んで、1.93回事故が起きています。確かに10万時間に1.11回のCH-46シーナイトに比べるとやや高い数字ではありますが、海兵隊全体の10万時間当たり2.45回よりは低い数値となっております。つまりオスプレイだけが危険なのだと主張するには根拠がありません。ことし配備が予定されているイギリスを初め、その他アラブ首長国連邦やイスラエルも興味を示していますが、オスプレイの安全性を問題視しているのは日本だけです。

そもそも墜落の可能性がゼロにはならない航空機の安全性を論点に据えているのが私はおかしいというふうに思っております。オスプレイ沖縄配備をめぐる真の問題点は、オスプレイの事故率ではなく、国防におけるオスプレイ及び沖縄海兵隊の必要性をどう考えるかということであるべきであるというふうに私は思います。

尖閣や竹島、それらに附属する資源をめぐって隣国との緊張が高まっている今、私は中国や南北朝鮮にとっての抑止力は必要と考えます。専守防衛を任務とする自衛隊にその力があるのか考えていただきたいというように思います。

中国は、第1列島線を越え、第2列島線までの海洋権益を主張しています。つまり東シナ海のみならず、太平洋の西半分を中国の権益にすると公表しています。日本はその中に丸々おさまってしまうというふうには私は考えております。万一のときに、日米安保に基づいて米軍に沖縄や離島の防衛を行ってもらえる場合、CH-46で間に合うのか、オスプレイが必要なのか、それが論点であるべきです。米軍と自衛隊の役割分担と行動範囲を決めた上で、訓練は必要なものではないのか、またそれらの発進基地はどこであるべきなのか、今の憲法のまま、米軍が本当に国内にいらなくなってしまっているのか、感情論ではなく、国民が真剣に考えていかないといけないというふうに思っております。現状軍隊を持たない日本にとって、日米安保条約の意義と中身を考えてください。

また、戦力としてだけでなく、今後南海トラフによる大地震も想定される中、災害時においても、現状配備されているCH-46より2倍の速度で、3倍の物資を積んで、5倍以上の距離を航続可能なオスプレイが国民にとって全く必要のないものなのかどうか考えていただきたいと思っております。

国家の安全保障とは何か、国民の安全を保障するというのとはどういうことなのか、国益とは何なのか、いま一度再考いただき、先輩議員を初め全議員の皆様には何とぞ御賛同いただきますようお願いして、私の反対討論を終わります。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成討論を許します。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） 私は、ただいま議題となっております発議第8号新型輸送機MV-22オスプレイの配備及びテスト飛行に反対する意見書（案）に賛成の立場で討論を行います。

アメリカ海兵隊は、山口県岩国基地に陸揚げしていた新型輸送機オスプレイ12機の試験飛行を強行し、早ければきょうにも沖縄県の普天間基地へ移駐させようとしていますが、配備を強行するアメリカ政府とそれを容認する日本政府に対し、沖縄県民は参加者が10万人を超える大規模な県民大会で配備反対の意思を突きつけ、岩国でも全国各地でも大きな怒りの声がわき起こっています。

オスプレイは、2010年4月にアフガニスタンで墜落死亡事故を起こしたのを初め、ことし4月のモロッコでの墜落死亡事故、さらには6月にアメリカのフロリダ州で事故を起こすなど、1992年7月から今日まで、6回の墜落死亡事故を繰り返しており、アメリカの専門家でも自動回転装置がない欠陥機であると指摘するなど、日本の航空法では到底飛行を許可されないものであり、このような欠陥機であるオスプレイの配備は、沖縄県民はもとより日本国民に受け入れられるはずのないものであります。

アメリカ軍によると、飛行訓練は日本全土のアメリカ軍が指定した訓練ルートで夜間も含め

て低空飛行を行うとしており、このうちブラウンルートと言われている訓練ルートの下は、三次市、庄原市、安芸高田市など備北エリアに当たるコースであり、県内への飛来による事故等が心配されます。

野田首相は、オスプレイ配備はアメリカ政府の方針であり、日本がどうこうしろとは言えないと言い、森本防衛大臣は、アメリカの事故報告をうのみにし、たび重なる墜落事故は人為的ミスだと言い切り、安全宣言をして、アメリカ軍の運用を認めました。危険なオスプレイの配備が日米安保条約に基づくアメリカ政府の権利であり、受け入れは日本の義務だなどという責任逃れは、国民が到底受け入れることのできない理不尽な態度であります。

安保条約にはさまざまな密約があり、その一つが、占領下において無制限に基地を使用できる基地特権を現在も続けていることでもあります。安保条約には、アメリカ軍が日本全国に基地を置き、国民、県民を苦しめている諸悪の根源であり、とりわけ沖縄は、わずか全国の0.6%の面積しかないのに、全国のアメリカ軍専用基地の74%が集中し、アメリカ軍機の墜落事故や爆音被害、アメリカ兵の犯罪などが繰り返されています。安保条約さえ持ち出せば、国民、県民が黙ってオスプレイの配備を受け入れるというのはとんでもない勘違いであります。日本国民は、憲法で平和のうちに生存する権利を保障されており、墜落の危険や騒音などで絶えず暮らしを脅かすアメリカ軍機とアメリカ軍基地に対し国民、県民がノーの声を上げるのは、憲法で認められた国民の当然の権利であります。

先ほどの反対討論でありました海兵隊の必要性あるいは抑止力を言われますが、本来的に沖縄基地に配備されている海兵隊は日本の防衛を任務としておりません。海兵隊は、紛争地や戦闘地にいち早く先制攻撃をかける攻撃部隊としての任務を持っており、その海兵隊の輸送を担うオスプレイの配備が抑止力などというのはとんでもないことであり、こうした物を配備すればするほど、近隣諸国への軍事的増強として警戒を与え、ますます友好的な関係を結んでいくことに困難を加えることとなります。

墜落が相次ぐオスプレイは、アメリカ国内でも欠陥機として有名であり、国内では、住民の反対ゆえ、飛行計画さえ中止しており、どんな条約があろうと、欠陥機であることが明らかな兵器の配備を他国の日本に押しつけられる道理はなく、オスプレイの配備は無条件に中止すべきであります。

本意見書案を可決することは、沖縄県民を初め平和な日本を願う全ての人々の声に応えるものであります。どうか議員各位の御賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

本件は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって発議第8号新型輸送機MV-22オスプレイの配備及びテスト飛行に反対する意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第9号 地球温暖化対策税(環境税)を森林整備、林業等へ幅広く活用を求める意見書(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第7、発議第9号地球温暖化対策税(環境税)を森林整備、林業等へ幅広く活用を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 久保井議員。

[8番 久保井昭則君 登壇]

○8番(久保井昭則君) 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第9号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、池田徹議員、小田伸次議員、保実治議員、吉岡広小路議員、澤井信秀議員、小池拓司議員と私、久保井昭則でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第9号

地球温暖化対策税(環境税)を森林整備、林業等へ幅広く活用を求める意見書(案)

平成24年10月1日から導入される地球温暖化対策のための税(環境税)は、エネルギー対策特別会計の収入となり、経済産業省及び環境省以外の事業には使えない仕組みとなっている。

昨年の福島第一原発事故により、化石燃料の消費が急増し、大気中の二酸化炭素濃度が上昇を続けている。そのため、地球温暖化防止・低炭素社会の実現に向けて、森林への期待が高まっているところである。

政府においても、「森林・林業再生プラン」に沿って「森林・林業基本計画」の変更を閣議決定し、広島県では「広島県地域森林計画」、本市では「三次市森林整備計画」をそれぞれ改定し、その内容は、木材生産量を向上させるための路網整備等を促進するものである。

森林が地球温暖化防止などの重要な機能を発揮し続けるためには、木を植え、育て、切って利用し、また植えるというサイクルが重要であり、今取り組まなければ、森林は荒廃し、世界有数の森林大国である我が国の中山間地は崩壊していく。

よって、政府においては、次の事項を実現されるよう、強く要望するものである。

- 1 地球温暖化対策において、森林の果たす役割は多大なものがあり、国内林業の再生や国産材の利用促進のための対策にも環境税が活用できるようにすること。

2 森林の整備及び保全、中山間地の活性化など、地球温暖化対策に関する施策を進めるための地方財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年（2012年）9月28日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって発議第9号地球温暖化対策税（環境税）を森林整備、林業等へ幅広く活用を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成24年9月三次市議会定例会を閉会いたします。

22日間にわたる御審議、大変御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前10時59分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年9月28日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 國岡富郎

会議録署名議員 伊達英昭